

小布施町内の住宅用地又は事業所用地内の緑化をご検討のみなさまへ

小布施町うるおいのある美しいまちづくり 緑化助成金のご案内



小布施町の美しい風景や心とむ生活空間は、小布施町に生活する人びとによって創造され受け継がれてきたかけがいのない共有の財産です。さらに美しく、快適で、活気に満ちた町に育てるため住宅・事業所の敷地内の、生け垣づくり及び緑化に対して助成します。

既存のブロック塀等を取り除き新たに生け垣づくりをする場合
既存のアスファルト舗装等を剥ぎ新たに植樹をする場合

最大 **20万円** 助成

樹木購入および植込み経費の $\frac{2}{3}$ 以内助成（上限額 20 万円）

新たに生け垣づくり及び緑化をする場合

最大 **15万円** 助成

樹木購入および植込み経費の $\frac{1}{2}$ 以内助成（上限額 15 万円）

※助成金の交付は、1戸又は1事業所につき1回です。

※予算の範囲内で助成金を交付します。



助成対象

	緑化	生け垣づくり
緑化場所	住宅用地又は事業所用地内に、あらたに低中高木の樹木を植えること。	住宅用地又は事業所用地の道路に面した部分もしくは敷地内の全部又は一部に新たに生け垣づくりをするもの。
緑化範囲	町組周辺地区・小布施駅周辺地区では、道路に面する側を重点的に中高木で緑化すること。 農緑住共存地区・集落活性化地区では、敷地面積の15%以上の緑化面積を確保すること。(裏面参照)	生け垣の延長が3メートル以上。(a) 及び、樹木の数が延長1メートル当たり2本以上であること。(b)
樹木高さ	0.5メートル以上であること。(c)	
樹種	特定しないが、四季を通して花や実、紅葉(花の香りも含む。)が楽しめる木。	イチイ、ツガ、サワラ、ヒバ等の常緑針葉樹及びイヌツゲ、ヒイラギモクセイ、キンモクセイ、ギンモクセイ、西洋カナメモチ、マサキ、シラカシ等の常緑広葉樹並びにドウダンツツジ、ニシギギ等の落葉広葉樹。
回復義務	樹木が枯死した場合は、直ちに捕植し現状を回復し、植樹後5年間は、伐採や移動をしてはならない。	
その他	・建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく敷地後退部分の土地、及び道路が交わる角敷地における隅切り部分の土地並びに交通の支障になったり隣家の敷地に迷惑となるような植栽はしてはならない。 ・申請後、助成決定通知後の工事であること。	

申請方法

申請書に以下の書類を添えて、建設水道課都市・建設係へ提出してください。

- (1) 工事着手前の当該工事個所の写真
- (2) 町税の納付確認に関する同意書又は本町に転入する前に居住していた市町村が発行する納税証明書
- (3) 樹木の購入および植込みに係る見積書

申請書・
申込詳細は
コチラ



お問い合わせ

小布施町建設水道課 都市・建設係

☎ 026-214-9105